

本校は、「いじめ防止対策推進法」や「東京都いじめ防止対策推進条例」及び「小金井市いじめ防止対策推進条例」に基づき、すべての児童が安全・安心な学校生活を送り、充実した教育活動に取り組むことのできるよう「緑小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、どの学校、どの学級にも起こりうるという認識の下、未然防止の取組を日常的に行い、いじめを把握した場合には、学校全体で組織的に対処するとともに、保護者・地域・関係機関・市立小中学校以外の学校と連携し、速やかに解決を図る。

2 いじめ対策のための組織

いじめ防止対策のため、校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・学年主任・スクールカウンセラーからなる「いじめ対策委員会」を校内に設置し、日頃より児童の様子の把握や情報共有に努める。

3 いじめ未然防止の取組

(1) 【学校全体】

- ・全校朝会等で校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・全教育活動を通した人権尊重教育、人権スローガン「ひ・ま・わ・り」の指導、思いやりや命の大切さを育む道徳教育の充実を図る。
- ・達成感や自己有用感を得られる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を積極的に設ける。
- ・あいさつ運動やふれあい月間の取組を充実させる。
- ・学習や生活の規律が明示されている「みどり小のやくそく」を作成し、規範意識を育てる。
- ・きょうだい学級活動や異学年活動を計画的に行い、互いに尊重する態度を育てる。
- ・生活指導夕会（毎週金曜日）で、児童の実態・配慮すべき事案について、全職員で共有する。

(2) 【学級担任等】

- ・「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・児童一人一人が学級の一員であることを自覚できるような学級経営に努め、児童との信頼関係を築く。
- ・児童が学級のルールを守ることができるよう、規範意識の醸成に努める。
- ・分かる・できる・活かす授業の実践に努め、児童の声を聞いたり、考えに寄り添ったりしながら一人一人が達成感や充実感をもてる授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。
- ・学年による打ち合わせを適宜行い、学年間で共通理解を図り、同じ意識をもって児童の指導に当たる。

4 いじめに対する措置

(1) 早期発見

- ・ふれあい月間で6月、11月、2月の年3回アンケート調査を実施し、いじめ等の実態を把握する。いじめが疑われる事案がある場合は本人、保護者、関係者に聞き取り調査を行い、「いじめ対策委員会」で対策を協議する。
- ・5年生の児童全員に対し、スクールカウンセラーによる全員面接を行う。
- ・スクールカウンセラー教育相談室の利用や電話相談について周知する。
- ・個人面談の機会を活用し、保護者から情報を収集する。
- ・全教職員で、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにする。また、気付いたことをすぐに他の教職員と共有する。

(2) 早期対応

- ・「いじめ対策委員会」で、迅速かつ正確に情報を集める。把握した情報に基づき、教職員の役割分担を明確にして、対応方針を決定する。
- ・被害児童を守り通す取組の徹底とスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
- ・加害児童に対して、その心情及び背景を踏まえて組織的・継続的な指導を行うとともに、加害児童及びその家庭に対して必要な支援を行う。
- ・教育委員会や関係機関（警察・児童相談所等）との連携を図る。
- ・家庭や地域と連携して、早期解決に向け協力を依頼する。

(3) 重大事態への対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事態を学校が把握したり、児童・保護者から申立てがあったりした場合や、児童がいじめを原因として、学校を欠席することを余儀なくされている場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに、関係機関や専門家などとの相談・連携を図り、一体となって解決に当たる。
- ・「いじめ対策委員会」により、事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力をし、該当児童、保護者などへの対応に当たる。